

広島県告示第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年四月六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	大韓赤十字社
住所又は事務所の所在地	大韓民国江原道原州市革新路五〇
指定をした日	令和八年四月一日
委託した公金事務に係る歳出の内容	在韓受給権者に対する原爆諸手当支給業務 在韓葬祭料受給権者に対する葬祭料支給業務 在韓未払手当受給権者に対する未払手当支給業務
委託をした日（委託期間）	令和八年四月一日（令和八年四月一日～令和九年三月三十一日）